

議案第 6 号

総社市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例の一部改正について

総社市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 3 0 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

人事院勧告の趣旨に基づき，仕事と生活の両立支援を拡充するなど，本市職員においても国の措置に準じた措置を講じるため，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 9 条 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前 3 項の規定は、第 1 6 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第</u>	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 9 条 略 2 任命権者は<u>3 歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前 3 項の規定は、第 1 6 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第 2 項中

改 正 後	改 正 前
2 項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 1 6 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 略 （介護休暇） 第 1 6 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 7 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 及び 3 略 （病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第 1 7 条 略 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第 1 7 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u>	「<u>3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、<u>「第 1 6 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは、</u>「深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 略 （介護休暇） 第 1 6 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 及び 3 略 （病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第 1 7 条 略

改 正 後	改 正 前
<u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。